

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 6 年 6 月 7 日（諮問第 82 号）

答申日：令和 7 年 5 月 2 日（答申第 82 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった審査請求人に係る保有個人情報の開示請求につき、その一部を不開示とした処分については、別表 1 に掲げる不開示部分のうち別表 2 に掲げる部分は開示すべきである。その他の部分を不開示とした処分は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和 5 年 7 月 25 日付けで個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 77 条第 1 項に規定する開示請求権に基づき行った「請求者についての下記文書の全て 保護（変更）決定書、ケース記録、保護台帳、生活指導記録票、援助方針策定状況票、ケース診断会議記録、ケース検討記録票、収入ないし資産に関する申告書、返還・徴収に関する記録等の一切の記録」を対象とする保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求に対して、令和 5 年 9 月 6 日付け北九〇〇第 77 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める（以下「本件審査請求」という。）。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 〇〇区役所の審査請求人に対する処分等の全容と、審査請求人の不利益の経緯を知る為等である。
- (2) 令和 5 年 12 月 5 日に請求した（審査請求書中に記載した審査請求の趣旨）のとおり、全て開示するとの裁決を求める。
- (3) 不開示とした理由と審査請求人の被った不利益とを比較考量していない。
- (4) 実施機関が令和 5 年 9 月 6 日に審査請求人の個人情報を一部開示したがその中に平成 21 年から平成 28 年にかけての個人情報が含まれている。
- (5) 平成 21 年からの保護記録が、令和 5 年 7 月 25 日に保有個人情報開示請求後に 3 冊から 2 冊になったことを問いただしたが、担当者は当初から 2 冊であることを強弁した。

(6) 実施機関は適法（正当）であり、生活保護の実施に伴う事務の適正な遂行と主張するが、これを否定する。

(7) 弁明書に記載の不開示情報について、個人情報の保護に関する法律第 78 条第 1 項第 2 号を適用、引用して不開示とするのは誤りであり、これを否定する。

また、同法第 78 条第 1 項第 2 号ロに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報」を実施機関は積極的に適用、引用し、不開示情報を開示すべきである。

(8) 弁明書に記載の不開示情報について、個人情報の保護に関する法律第 78 条第 1 項第 7 号を適用、引用して不開示とするのは誤りであり、これを否定する。なぜならば、実施機関が法や通知（厚生労働省通知）等に基づき、適正に遂行したか否かを問うために、審査請求したからである。

(9) 一部開示決定通知書の中に不開示とした理由の一覧表がまとめられているが、理由に「開示することによって、ケースワーカーが率直な意見等を記載することを躊躇するようになり、生活保護の実施に支障が生じるおそれがあるため。」を挙げ、その同一の文章が延々と続く。

審査請求人が情報開示を行ったのは、上記(8)のほか、生活保護の 3 本柱のうち住宅扶助費を欠くという、異常な状況が長期にわたった理由を知るためである。

第 3 処分庁の主張

1 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、令和 5 年 7 月 25 日付けで、個人情報の保護に関する法律（以下「法律」という。）により、保護（変更）決定書、ケース記録、保護台帳、生活指導記録票、援助方針策定状況票、ケース診断会議記録、ケース検討記録票、収入ないし資産に関する申告書、返還・徴収に関する記録等の一切の記録について開示請求を行った。
- (2) 令和 5 年 9 月 6 日、実施機関である市長は、本件処分を行い、決定通知書、保有個人情報の一部、不開示の理由等をまとめた資料を審査請求人に送付した。
- (3) 平成 21 年 4 月 24 日から平成 28 年 12 月 31 日までの保護（変更）決定書、援助方針策定状況票、収入ないし資産に関する申告書及び求職活動状況届出書については、保存年限が第 3 種（5 年間）のため、既に廃棄しており保有していない。
- (4) 生活指導記録票については、作成も取得もしていないため保有していない。

- (5) 本件審査請求の争点は、保有個人情報について生活保護の実施に伴う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報及び開示請求者以外の個人に関する情報を不開示とした処分に係る違法（不当）性の有無であるが、次の理由で本件処分は、適法（正当）である。
- (6) ケースファイルは、北九州市保護課（区役所）の固有文書分類表において、生活保護継続中は「常用文書」、保護廃止後は「第 3 種文書」に分類され、廃止後 5 年間保存することとされている。
- ただし、保護継続中であっても、以下の文書については、第 3 種文書として取得から 5 年を経過した時点で順次廃棄している。
- ① 保護（変更）決定調書
 - ② 援助方針策定状況表
 - ③ 収入ないし資産に関する申告書
 - ④ 求職活動状況届出書
- (7) 平成 21 年から同 28 年の期間に取得した文書のうち、常用文書として保存しており、審査請求人に開示した文書は以下のとおりである。
- ① 金融機関調査照会先一覧表
 - ② 生命保険調査照会先一覧表
 - ③ 市県民税所得（課税）額証明書
 - ④ 住民票・戸籍・戸籍の附票
 - ⑤ 民生委員意見書
 - ⑥ 年金調査支援プログラム導入検討票兼調査結果票
 - ⑦ 心理ケア支援事業コメントシート
- (8) 法律第 78 条第 1 項第 2 号の適用については、開示することで、開示請求者以外の特定の個人を識別できるため、同号の適用は、適正であると考ええる。
- 法律第 78 条第 1 項第 7 号の適用については、開示することによって、ケースワーカーが率直な意見等を記載することを躊躇するようになり、生活保護の実施に支障が生じるおそれがあるため。また、関係機関からの情報提供内容や関係機関そのものを開示することにより、今後関係機関からの情報提供や協力等が得られなくなる等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同号の適用は、適正であると考ええる。
- (9) 審査請求人に対する住宅扶助の説明等の対応についてであるが、住宅扶助の認定に当たっては、家賃の額を証明する書類として、家主若しくは不動産管理会社が記載した家賃証明書の提出を求めている。

家賃証明書の提出がないと住宅扶助の認定ができないことについては、保護開始当初から再三に渡り審査請求人に説明し、提出を指導していた。保護開始から約 11 年後の令和 2 年 6 月に家賃証明書の提出があったため、それ以降は、住宅扶助（家賃）を認定している。

- (10) 審査請求人に対しては、当時の担当係長から生活保護法第 78 条徴収金には自立更生費を認める余地がないことを説明しており、その事実を記載したケース記録票については審査請求人に開示済みである。

2 結論

よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本件審査請求は理由がないから、棄却を求める。

第 4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- | | | | | |
|---|--------|-----------|-----|-----------------|
| ① | 令和 6 年 | 6 月 | 7 日 | 諮問の受付 |
| ② | 令和 6 年 | 8 月 | 1 日 | 審議 |
| ③ | 令和 6 年 | 9 月 11 日 | | 審議 |
| ④ | 令和 6 年 | 10 月 15 日 | | 処分庁からの意見聴取、審議 |
| ⑤ | 令和 6 年 | 11 月 21 日 | | 審議 |
| ⑥ | 令和 6 年 | 12 月 19 日 | | 審査請求人の口頭意見陳述、審議 |
| ⑦ | 令和 7 年 | 1 月 31 日 | | 審議 |
| ⑧ | 令和 7 年 | 2 月 28 日 | | 審議 |
| ⑨ | 令和 7 年 | 3 月 21 日 | | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の一部開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

1 関係する法令について

(1) 法律第 78 条柱書について

法律第 78 条柱書は、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と規定する。

(2) 法律第 78 条第 1 項第 2 号（開示請求者以外の個人情報）について

法律第 78 条第 1 項第 2 号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。

ただし、次に掲げる情報を除くとして、同号イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、同号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、同号ハ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が規定されている。

(3) 法律第 78 条第 1 項第 7 号（事務・事業情報）について

法律第 78 条第 1 項第 7 号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

2 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人の生活保護に関する「保護（変更）決定書」等の保有個人情報である。

このうち、法律第 78 条第 1 項第 2 号又は第 7 号に該当するとして一部不開示としたものは、「ケース記録票」、「ケース検討記録票」、「心理ケア支援事業コメントシート」、「「市長への手紙」処理表（回答）」、「個別協議票（平成 29 年度～令和 5 年度）」、「扶養義務者台帳」、「返還金・徴収金検討票」、「返還金・徴収金検討資料 生活保護法第 29 条の規定に基づく調査」、「返還金・徴収金検討資料調査・指導等の経緯」のうち別表 1 に記載の部分である。

法律第 78 条第 1 項第 2 号を不開示理由とした不開示情報は、「開示請求者以外の個人に関する所感」、「開示請求者以外の個人に関する行動」、「担当者名」、「扶養義務者の情報」であり、法律第 78 条第 1 項第 7 号を不開示理由とした不開示情報は、「ケースワーカー所感」「関係先との情報連携」「福祉事務所の方針」等であり、審査請求人は、当該不開示部分の開示を求めていると認められる。

処分庁は、原処分を妥当としていることから、当審査会において、本件保有個人情報を見分した上で審議を行った。以下、本件不開示情報の該当性について検討する。

3 別表 1 の内の法律第 7 8 条第 1 項第 2 号を理由とする不開示部分について

処分庁が、別表 1 中、法律第 7 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして不開示とした部分中、別表 2 の整理番号 3 については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報とは認められないため、開示するのが妥当である。その他の部分は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、同号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められ、不開示とすることが妥当である。

また、別表 1 の整理番号 1、2、4 から 1 9 までについては、「開示請求者以外の個人に関する所感」、「開示請求者以外の個人に関する行動」、「担当者名」、「扶養義務者の情報」であり、これらは、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、同号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められ、不開示とすることが妥当である。

4 別表 1 の内の法律第 7 8 条第 1 項第 7 号を理由とする不開示部分について

処分庁が、別表 1 中、法律第 7 8 条第 1 項第 7 号に該当するとして不開示とした部分は、「ケース記録票」、「心理ケア支援事業コメントシート」、「市長への手紙処理表（回答）」、「平成 2 9 年度から令和 5 年度までの個別協議票」及び「ケース検討 記録表」に記載されている「ケースワーカー所感」、「関係先との情報連携」、「福祉事務所の方針」等に関する情報である。

「ケースワーカー所感」、「C P コメント」、「S V 所感」については、当該情報を開示することにより、ケースワーカー等が率直な意見を記載することを躊躇するようになり、生活保護の実施に支障が生じる蓋然性が高いといえる。

また、「関係先との情報連携」、「行政他機関からの情報」、「〇〇クリニックからの情報提供」「第三者の情報の共有」については、開示することにより、関係機関等からの情報提供や協力等を得られなくなる等、情報提供者との信頼関係が崩れ、結果として処分庁による生活保護の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

さらに、「福祉事務所の方針」、「援助方針」「確認事項」「本庁保護課への相談内容」については、生活保護の実施のため必要な検討等に関する情報であり、開示することより、今後の生活保護の実施に支障が生じるおそれがあるといえる。

したがって、これらの情報については、いずれも、別紙 1 の内の同号を理由とする不開示部分（別表 2 の開示すべき部分は除く。）は、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別表 2 に記載した部分については、以下のとおり、当審査会による見分を踏まえ、次のとおり判断する。

ア 別表 2 の整理番号（以下「整理番号」という。） 24、26 及び 33 は、ケースワーカーの所感についての記載であるが、これを開示しても、処分庁の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同号に該当しないことから開示するのが妥当である。

イ 整理番号 25、66 及び 70 は、関係者との情報のやりとりについての記載であるが、これを開示しても処分庁の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同号に該当しないことから開示するのが妥当である。

ウ 整理番号 28 及び 29 は、関係機関からの情報連携についての記載であるが、これを開示しても処分庁の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同号に該当しないことから開示するのが妥当である。

エ 整理番号 40 は、審査請求人の対応内容についての記載であるが、これを開示しても、処分庁の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同号に該当しないことから開示するのが妥当である。

オ 整理番号 45 は、関係先との情報連携についての記載であるが、これを開示しても、処分庁の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同号に該当しないことから開示するのが妥当である。

5 本件保有個人情報の保有の有無について

本件保有個人情報のうち、処分庁は、①平成 21 年 4 月 24 日から平成 28 年 12 月 31 日までの「保護（変更）決定調書」、「援助方針策定状況票」、「収入ないし資産に関する申告書」及び「求職活動状況届出書」については、保存年限が第 3 種（5 年間）のため、既に廃棄しており保有していない、②「生活指導記録

票」については、作成も取得もしていないため保有していないとしていずれも不存在としている。

当審査会で、①について文書の保存年限及び有無について確認した結果、当該文書の保存年限を経過していることが認められることから、既に廃棄しており保有していないとした処分庁の主張に不合理、不自然な点はないといえる。

また、②の「生活指導記録票」については、「生活指導記録票」なる文書は存在せず、生活指導に関する記録は「ケース記録」にその記載をしていることを確認しており、不存在であるとした処分庁の説明に不合理、不自然な点はないといえる。

よって、①②について不存在を理由に不開示と決定したことは、妥当と判断する。

なお、審査請求人は、平成 21 年からの保護記録が、令和 5 年 7 月 25 日に保有個人情報開示請求後に 3 冊から 2 冊になったと主張しているが、当審査会が処分庁に確認したところ、元々 2 冊であり、加えて、当該保護記録については、保護継続中でも保護期間が満了した文書は廃棄しているとの説明であった。

審査請求人の主張が事実と判断するに足る事情も存しないことから、処分庁の主張は妥当と判断する。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

7 まとめ

以上のことから、本件保有個人情報につき一部開示とした原処分について、別表 1 記載の不開示とされた部分のうち、別表 2 記載の部分を開示すべきであること、また、その他の部分を不開示とした処分は妥当であると判断し、前記第 1 のとおりとした。

北九州市個人情報保護審査会

会長	時 枝 和 正
委員	姜 信 一
委員	重 永 酉 子
委員	神 原 ゆうこ
委員	川 島 悠 子